

積立利率更改型 一時払終身保険(23)

米国ドル建・豪ドル建 | 無配当

あなたとご家族の
未来のために
育てる贈りもの。



ご注意

**この商品は生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
為替レートの変動や解約時の市場金利によって、損失が生じる場合があります。**



詳しくは >> **P.17～P.20**

為替相場の変動リスク、
解約リスクやご契約に
かかる費用について動画
でご確認いただけます



考えておきたい、資産の使い道

せっかくの資産
ゆっくり

ふやしたい



大切な
家族のために

のこしたい



これからの長い人生を
充実させるために

つかいたい



もしもの介護でも
自分らしくあるために

そなえたい



ジブラルタ生命の

「積立利率更改型一時払終身保険(23)」なら、
あなたの想いをカタチにすることができます



あなたの大切な資産、 どのようにお考えですか？

日本人の平均寿命がのび、人生100年時代という言葉をよく耳にするようになりました。

長く続く人生を自分らしく生きていくために

切り離せないのが「お金」のこと。

ジブラルタ生命は、あなた自身の未来はもちろん

大切なご家族へ「受継ぐための資産形成」として

通貨の特徴を活かした一時払の生命保険でサポートいたします。



ジブラルタ生命の積立利率更改型一時払

ふやしたい つかいたい そなえたい

資産形成

保有する通貨を分散することで
リスクを軽減しながら資産形成できます。

円以外の通貨を持つこと

1米国ドル = 100円を基準とした場合

(為替交換手数料は含まず)

1米国ドル=130円になると

130円出さないと
1米国ドルに交換できない
(米国ドルの価値が上がった)

1米国ドル=70円になると

70円で1米国ドルに
交換できる
(円の価値が上がった)

- ✓ ひとつの通貨の価値が下がったとしても
資産を複数の通貨で保有していれば、
リスクの分散が期待できます。

各通貨の特徴と魅力 出典1

世界最大の流通量
米国ドル

- 世界の基軸通貨
- 世界屈指の経済力

資源国通貨の代表格
豪ドル

- 豊富な資源に加え農産物の輸出も盛んな資源国の通貨
- 近年ではTPP協定など、日本との経済関係もより密接

※上記は一般論として「通貨」の特徴についてお伝えすることを目的としています。内容については将来変わる可能性があります。

出典1 国際決済銀行Triennial Central Bank Survey Foreign exchange turnover in April 2013;preliminary global results、オーストラリア政府Australian Office of Financial Management Australian Government Credit Ratings、外務省「第二回国際経済・金融システム研究会」第一部(基調報告)を参考に株式会社セールス手帖社保険FPS研究所およびジブラルタ生命で作成

出典2 Bloombergの情報をもとにジブラルタ生命で作成

- ✓ お金をふやすためには「金利」と「時間」が大切です。
近年、外貨は円と比べて金利の水準が高い傾向にあり、長期運用を考えた時の運用益に大きな差をもたらします。

動画で学ぶ 外貨のちしき

資産形成の手段として、外貨を活用してみませんか

資産形成の手段として外貨を活用することには、どのようなメリットがあるでしょうか。
じょうずに資産をまもり、育てていくために、外貨を保有するメリットについて、動画でわかりやすく解説します。

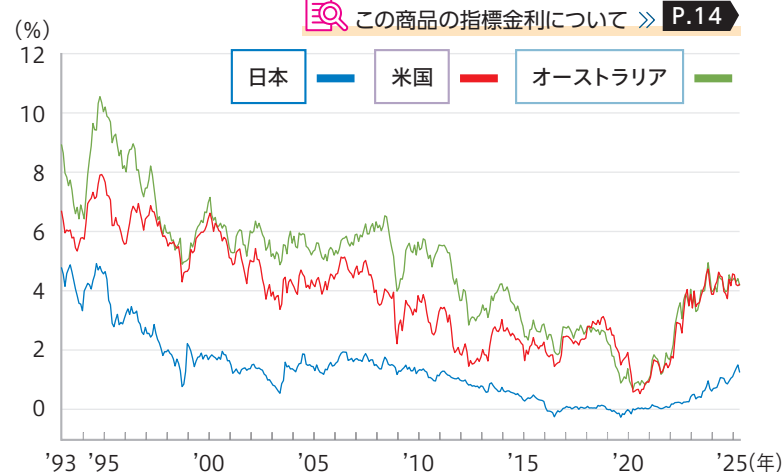
動画を見る



米国ドル・豪ドルの為替レートの推移 出典2



ご参考:日本・米国・オーストラリアの10年国債利回り推移 出典2



※上記は1993年1月～2025年5月の月初(1日)の為替レート・利回りをもとに作成しています。

※上記は過去の数値を示したもので、将来における為替相場・利回りを保証または示唆するものではありません。

終身保険(23) 3つのポイント。

のこしたい

死亡保障

あなたが万一のとき
ご家族の生活を支えます。

死亡保障が一生涯続きます。

万一の場合、あなたの大切なご家族に死亡保険金としてのこせます。

のこしたい

相続対策

あなたの「想い」を伝えたい特定の人を、
受取人として指定できます。

死亡保険金受取人を指定することでお金の行き先を指定できます。

死亡保険金受取人をあらかじめ指定することで、「誰に」「いくら」のこすのかを決めておくことができます。
死亡保険金は受取人固有の財産となるため、円満な遺産分割に役立ちます。

遺産分割協議を待たずにお受取りいただけます。

死亡保険金は受取人固有の財産となるため、遺産分割協議とは関係なく、スムーズな現金受取が可能です。

まとまった現金が必要になる場合 葬儀費用 ご遺族の当面の生活費 納税資金 など

死亡保険金の「非課税枠」を活用することで相続税の負担を軽減することができます。

契約者(保険料負担者)・被保険者が同一で死亡保険金受取人が相続人の場合

生命保険の
死亡保険金

非課税枠

課税対象額

500万円×法定相続人の数

例えば法定相続人が3人の場合
500万円×3人=1,500万円が非課税枠
となります。

※死亡保険金は、多くの場合、必要書類が揃えば速やかに受取人にお支払いします。

※生命保険の目的は将来起こりうるリスクにそなえることであり、死亡保険金の税法上の優遇措置はそれに付随するものです。

資産形成と、一生涯の死亡保障を確保

いただける一時払の終身保険です。

1 一生涯にわたって死亡保障が確保されます

被保険者がお亡くなりになった場合は死亡保険金を、不慮の事故等でお亡くなりになった場合は死亡保険金とあわせて災害死亡保険金をお受取りいただけます。

詳しくは裏表紙の「くわしくは…」をご覧ください。

「死亡保険金即日支払サービス」ご利用で最高1,500万円まで最短で即日受取り

2 米国ドル・豪ドルによる資産形成が可能です

積立利率は、契約日または積立利率計算基準日ごとに設定（更改）され、次回更改時まで適用されます。なお、積立利率には年0.01%の最低保証があります。

積立利率について P.13

3 特約を付加することで、「円」での保険料のお払込み、保険金等のお受取りができます

保険料円入金特約 円支払特約

円によるお取扱いについて P.15

4 0歳から90歳まで告知なしで加入できます

健康状態や職業に関する告知、医師による診査は必要ありません。
※記載の年齢範囲は被保険者の契約年齢範囲となります。

5 特約を付加することで、解約返戻金や死亡保険金を「年金」として受取れます

年金支払移行特約（積立利率更改型一時払終身保険用） 介護年金移行特約 遺族年金特約

年金でのお受取りについて P.12～P.14

ニーズに合わせて2つのタイプから選べます

✓ 家族のために現金をのこしたい



✓ 子供の教育費やリタイア後の資金を準備したい



将来に向けて、資産をふやしたい方には

基本タイプ

詳しくは P.7・P.8

✓ 毎年受取る楽しみが欲しい



✓ 自分も使って家族にものこしたい



積立金の増加分を、毎年受取りたい方には

積立金 定期引出タイプ

詳しくは P.9・P.10

当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点でのジブラルタ生命所定の範囲内となります。

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や“保険金等をお支払いできない場合”等のお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項等を記載したものです。

この保険には為替リスク、お客さまにご負担いただく費用および市場リスクがあります。

この保険には為替リスクおよび市場リスク、お客さまにご負担いただく費用があります。この保険は外貨建てであり、外貨を円に換算するときに為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で保険金額等（外貨）を円に換算した場合の金額が、お申込みいただいた一時払保険料相当額（円）を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

「為替リスクについて」「ご契約にかかる費用について」「解約（減額）について」 P.17～P.20

資産形成の考え方
3つのポイント、通貨について
商品のしくみ
選べる特約について
積立利率について
お取扱いについて
税務取扱いについて
ご注意
いただきたい事項
解約（減額）について
よくある質問、用語説明

ポイント
1 》 一生涯にわたって
死亡保障を確保

被保険者が亡くなられた場合は
死亡保険金を、不慮の事故等で
亡くなられた場合は死亡保険金に加えて
災害死亡保険金をお受取りいただけます。

▶ 詳しくは裏表紙の  「くわしくは…」をご覧ください。 

ポイント 2 ≫ 運用通貨による
資産形成が期待できる

積立金は積立利率に応じて増加します。
積立利率は、契約日または積立利率計算基準日ごとに設定(更改)され、つぎの更改時まで適用されます。

運用通貨	積立利率適用期間・被保険者年齢		
	0歳～79歳	80歳～90歳	91歳以上
 米国ドル	20年	15年	1年
 豪ドル	10年		1年

※積立利率適用期間は運用通貨・被保険者の年齢によって異なります。
※積立利率は、年0.01%の最低保証があります。

 積立利率・積立利率適用期間について >> P.13・P.14

ポイント
3 ≫ 告知が不要

健康状態や職業に関する告知、
医師による診査は必要ありません。

ご契約例

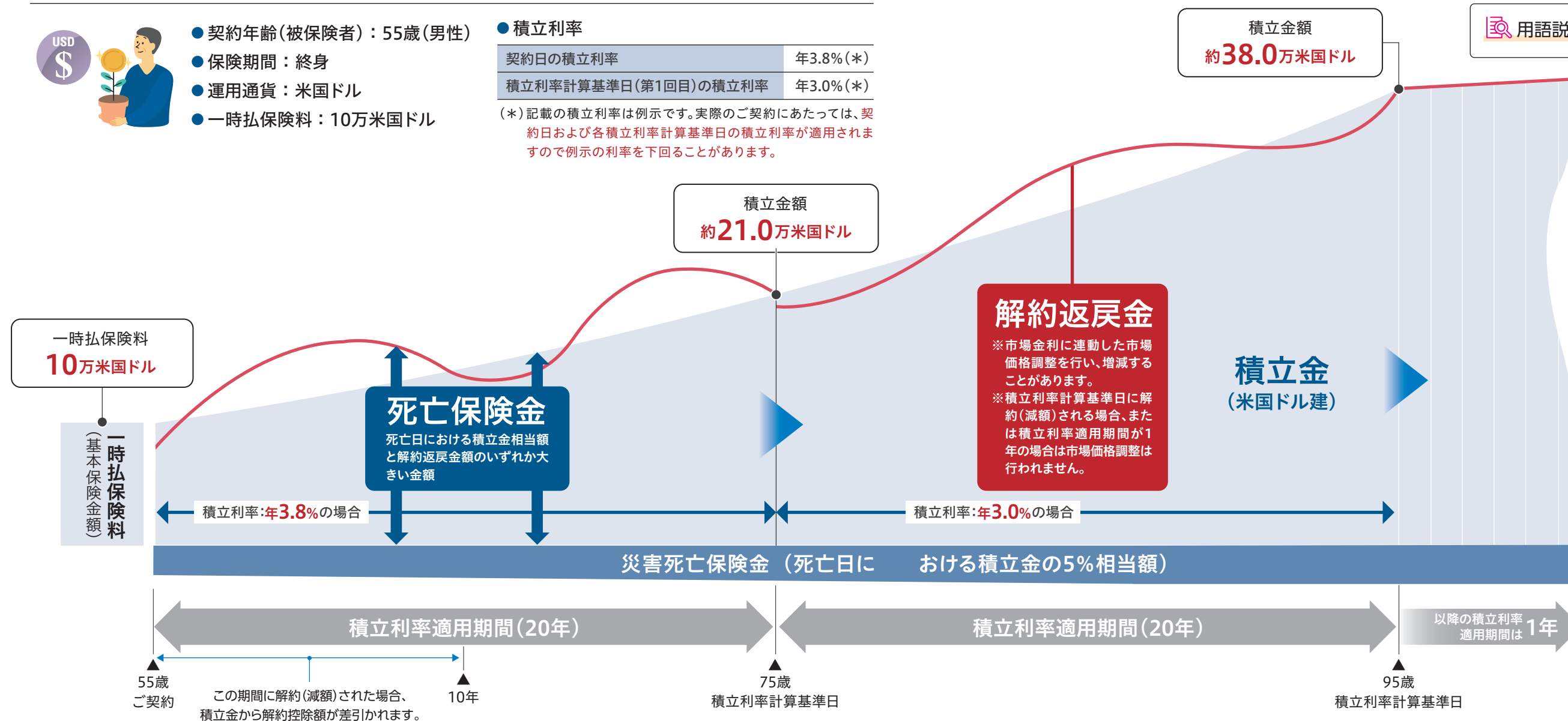


- 契約年齢(被保険者)：55歳(男性)
- 保険期間：終身
- 運用通貨：米国ドル
- 一時払保険料：10万米国ドル

● 積立利率

契約日の積立利率	年3.8%(*)
積立利率計算基準日(第1回目)の積立利率	年3.0%(*)

(※) 記載の積立利率は例示です。実際のご契約にあたっては、**契約日および各積立利率計算基準日の積立利率が適用されますので例示の利率を下回ることがあります。**



 用語説明については >> **P.22**

生涯保障

 解約(減額)について >> P.19・P.20

積立金定期引出タイプ

積立金定期引出特約(23)を付加 | 運用通貨: 米国ドル・豪ドル



積立金 万ーに

の増加分を毎年受取って、たのしみたい。 も備えたい。

ポイント 1 生涯にわたって 死亡保障を確保

被保険者が亡くなられた場合は死亡保険金を、不慮の事故等で亡くなられた場合は死亡保険金に加えて災害死亡保険金をお受取りいただけます。

ポイント 2 毎年、定期引出金をお受取り(*1)(*2)

ご契約の1年後から、毎年の積立金の増加分を「定期引出金」として、円でお受取りいただけます。

積立利率適用期間ごとに計算されます。

定期引出額 = 基本保険金額 × 積立利率

ポイント 3 積立金は、 積立利率に応じて増加(*3)

積立金は積立利率に応じて増加します。積立利率は、契約日または積立利率計算基準日ごとに設定(更改)され、つぎの更改時まで適用されます。

運用通貨	積立利率適用期間・被保険者年齢		
	0歳~79歳	80歳~90歳	91歳以上
米国ドル	20年	15年	1年
豪ドル	10年	1年	1年

※積立利率適用期間は運用通貨・被保険者の年齢によって異なります。

※積立利率は、年0.01%の最低保証があります。 積立利率・積立利率適用期間について

▶ P.13・P.14

ポイント 4 告知が 不要

健康状態や職業に関する告知、医師による診査は必要ありません。

▶ 詳しくは裏表紙の「くわしくは…」をご覧ください。

ご契約例

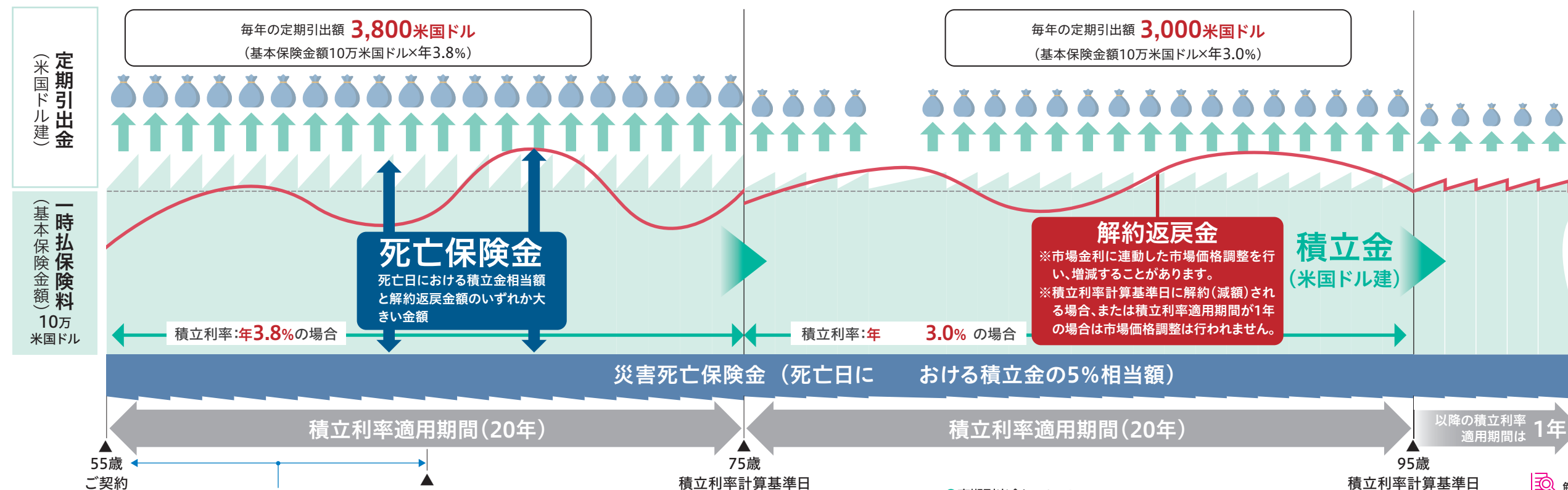


- 契約年齢(被保険者): 55歳(男性)
- 保険期間: 終身
- 運用通貨: 米国ドル
- 一時払保険料: 10万米国ドル
- 積立金定期引出特約(23)付加

● 積立利率

契約日の積立利率	年3.8%(*4)
積立利率計算基準日(第1回目)の積立利率	年3.0%(*4)

用語説明については ▶ P.22



生涯保障

(*1) 定期引出金の額は、運用通貨で計算されます。そのため、円に換算した場合の金額は、為替の変動による影響を受けますのでご注意ください。詳しくは、17ページをご覧ください。

(*2) 積立金定期引出特約(23)の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

(*3) 定期引出に要する費用がかかることから積立金定期引出特約(23)を付加した場合の積立利率は、この特約を付加しないときに比べて低くなります。

(*4) 記載の積立利率は例示です。実際のご契約にあたっては、契約日および各積立利率計算基準日の積立利率が適用されますので例示の利率を下回ることがあります。

● 定期引出金について

【米国ドルの例】

1米国ドル100円の場合	38万円
1米国ドル70円の場合	26.6万円

※定期引出額は、ジブラルタ生命所定の為替レート(積立金定期引出特約(23)(定期引出金を円により支払う場合の特則)用の為替レート)を適用し円でお受取りいただきます。適用する為替レートの換算基準日は定期引出日となります。
定期引出額を円に換算した場合の金額は為替の変動による影響を受け増減しますのでご注意ください。

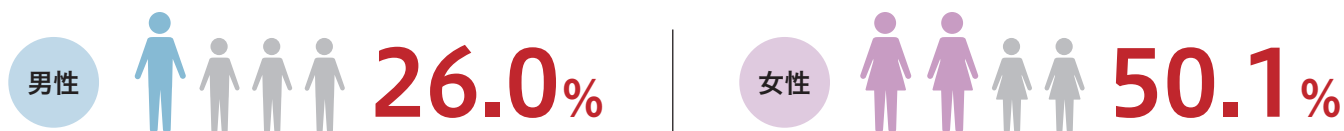
積立金定期引出特約(23)について ▶ P.15

選べる特約について

あなたらしい人生のために考えておきたい3つのこと

1 人生100年時代。
快適な人生のために**知っておいていただきたいこと**があります。

● 90歳まで生存する人の割合 出典1



● リタイアメント・ライフ(夫婦2人)の1か月の家計収支

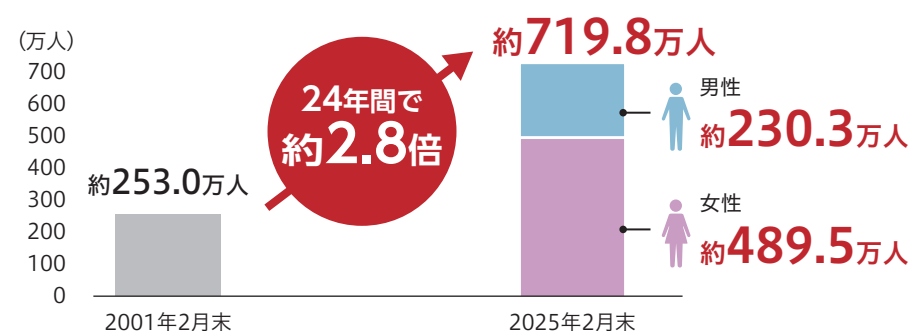


(*1) 夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額(厚生年金)
※平均的な収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)43.9万円)で40年間就業した場合に受取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額))の給付水準

(*2) 65歳以上の夫婦のみの無職世帯の平均支出額
(*3) 夫婦2人で暮らしていく上で必要と考えるゆとりある老後生活費の平均額

2 平均寿命がのびている近年、**要介護となる方の数も増加傾向**にあります。
また**介護は長期に及ぶ**こともあります。

● 高まる介護のリスク～要介護(要支援)認定者数の推移～ 出典5



● 介護の平均期間 出典6

4年7ヵ月

出典1 厚生労働省「令和5年簡易生命表の概況」

出典2 厚生労働省「令和4年度の年金額改定について」

出典3 総務省統計局「2022年(令和4年)家計調査報告(家計収支編)」をもとにジブラルタ生命で作成

出典4 (公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」

出典5 厚生労働省「介護保険事業状況報告月報(暫定版)(平成13年2月分、令和7年2月分)」

出典6 (公財)生命保険文化センター「2024(令和6)年度 生命保険に関する全国実態調査」

出典7 厚生労働省「令和2年 年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)」をもとにジブラルタ生命で作成

3 遺族年金受給世帯では**収入と支出にほとんど差がない**ため、**経済的なゆとりを持つことが困難**になります。

● 遺族年金受給世帯の収入と支出 出典7

遺族年金受給世帯の
世帯収入(*4)

月額約17.1万円

遺族年金受給世帯の
世帯支出(*5)

月額約16.1万円

大切なご家族が
自分らしい生活を
送りづらくなるかも
しれません

(*4) 世帯の年間収入(年金含む)の中央値をもとに1か月あたりの収入額を算出

(*5) 1か月あたりの支出額の中央値

あなたやご家族のニーズに合わせて
3種の特約をお選びいただけます >>>

1 年金支払移行特約
(積立利率更改型
一時払終身保険用)

契約日から5年経過後、この特約を付加した日(ジブラルタ生命が書類を受け付けた日)における解約返戻金の全部または一部を年金でお受取りいただけます。

年金開始日はこの特約を付加した日となります。

お選びいただける年金種類

保証金額付終身年金

年金原資額を保証

- 被保険者が年金支払日に生存されている限り、年金をお受取りいただけます。(年金開始日における被保険者の年齢は満40歳以上とします。)
- 死亡一時金保証期間中に被保険者が亡くなられた場合は、死亡一時金(年金原資額から既にお受取りいただいた年金および既にお受取りいただくことの確定した年金の合計額を差引いた金額)をお受取りいただけます。



保証期間付終身年金

保証期間: 5年、10年、15年、20年

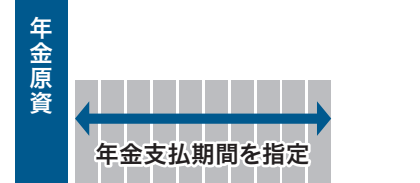
- 被保険者が年金支払日に生存されている限り、年金をお受取りいただけます。(年金開始日における被保険者の年齢は満40歳以上とします。)
- 保証期間中に被保険者が亡くなられた場合は、死亡一時金(保証期間の残存期間に対する未払の年金の現価に相当する金額)をお受取りいただけます。



確定年金

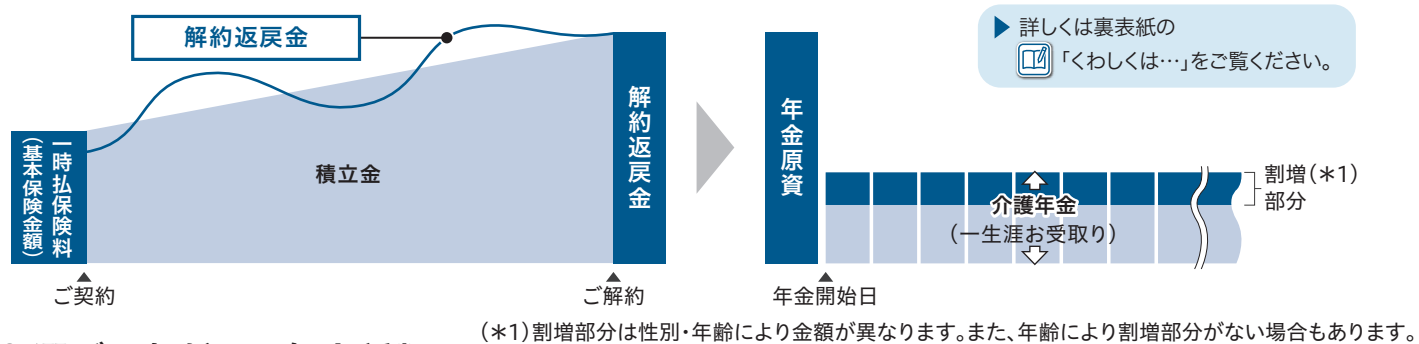
年金支払期間: 5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年、40年

- 被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存されているとき、年金をお受取りいただけます。(年金開始日における被保険者の年齢は満20歳以上とします。)
- 年金支払期間中に被保険者が亡くなられた場合は、死亡一時金(年金支払期間の残存期間に対する未払の年金の現価に相当する金額)をお受取りいただけます。



2 介護年金移行特約

ジブラルタ生命所定の要介護状態（要介護2以上等）に該当された場合、契約日から1年経過後、解約返戻金の全部または一部を、通常の年金よりも割増された介護年金でお受取りいただけます。



お選びいただける年金種類

保証金額付介護終身年金

年金原資額を保証

- 被保険者が年金支払日に生存されている限り、介護年金をお受取りいただけます。（年金開始日における被保険者の年齢は満40歳以上とします。）
- 死亡一時金保証期間中に被保険者が亡くなられた場合は、死亡一時金（年金原資額から既にお受取りいただいた介護年金および既にお受取りいただくことの確定した介護年金の合計額を差引いた金額）をお受取りいただけます。

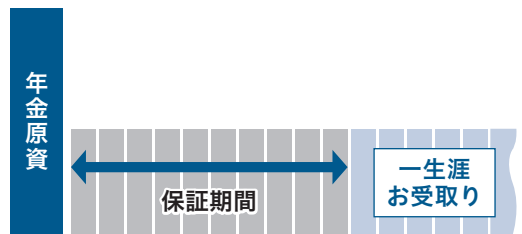
保証期間付介護終身年金

保証期間：5年、10年、15年、20年

- 被保険者が年金支払日に生存されている限り、介護年金をお受取りいただけます。（年金開始日における被保険者の年齢は満40歳以上とします。）
- 保証期間中に被保険者が亡くなられた場合は、死亡一時金（保証期間の残存期間に対する未払の介護年金の現価に相当する金額）をお受取りいただけます。

※この特約の被保険者が年金開始日以後、一定期間内に亡くなられた場合、お受取りいただく介護年金等の総額が年金原資の額を下回ることがあります。

※介護年金は円でお受取りいただけます。このとき、解約返戻金（外貨）は、第1回介護年金の支払日におけるジブラルタ生命所定の為替レートにより円に換算され、年金原資となります。

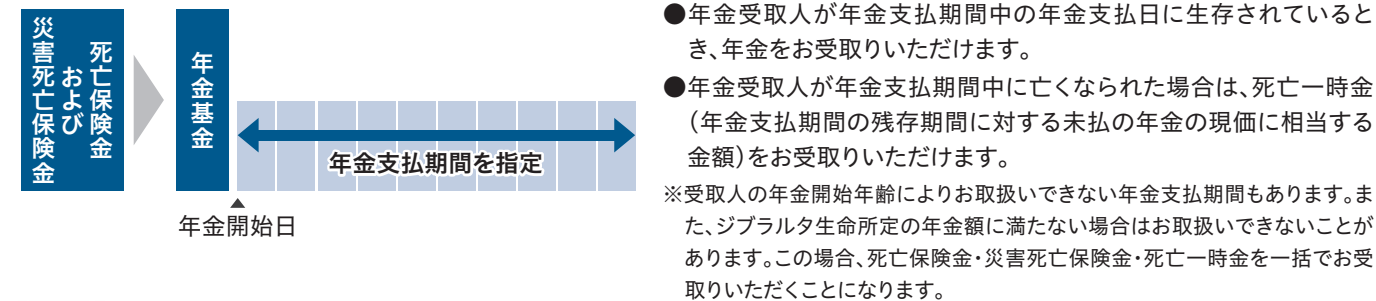


3 遺族年金特約

死亡保険金および災害死亡保険金の全部または一部を一時金にかえて年金でお受取りいただけます。

年金支払期間：5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年、40年

年金種類は確定年金のみとなります。



参考

ご理解いただきたい公的保障（遺族年金）についてご案内します。

万一のことがあったとき、遺されたご家族のその後の生活を守る公的保障として「**遺族年金**」があります。遺族年金とは、国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。

遺族年金の受給要件等の詳細については、日本年金機構のホームページ等でご確認ください。



※2025年7月現在の公的制度に基づくもので、将来変更となる可能性があります。

年金を円でお受取りいただく場合の注意点

- 年金支払移行特約（積立利率更改型一時払終身保険用）**の年金および死亡一時金を円でお受取りになる場合、円支払特約により円換算された解約返戻金額が年金原資となります。この場合、以後、外貨でのお受取りはできません。
- 遺族年金特約**の年金および死亡一時金を円でお受取りになる場合、円支払特約により円換算された保険金額が年金基金となります。この場合、以後、外貨でのお受取りはできません。

積立利率・積立利率適用期間について

積立利率について

- 積立利率はジブラルタ生命所定の指標金利に基づき毎月2回（1日と16日）設定され、契約日時点で設定されている積立利率が適用されます。お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、変更後の積立利率が適用されますので、15日および月末近くにお申込みの場合は十分にご注意ください。
 - 契約日または積立利率計算基準日に設定される積立利率は、つぎに到来する積立利率計算基準日の前日まで適用され、この期間（積立利率適用期間）中変更されることはありません。その後、積立利率計算基準日ごとの積立利率に更改されます。
- ※定期引出に要する費用がかかることから積立金定期引出特約（23）を付加した場合の積立利率は、この特約を付加しないときに比べて低くなります。

- 積立利率は、年0.01%の最低保証があります。また、米国ドル建の契約で積立利率適用期間が1年超の場合は、積立利率の上限が設定されています。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- 積立利率更改時の被保険者の年齢が91歳以上の場合には、積立利率適用期間が1年となり、一般的に被保険者の年齢が91歳未満の時に適用されていた積立利率より低くなります。

積立利率適用期間・指標金利について

運用通貨	契約日または積立利率計算基準日における被保険者の年齢	積立利率適用期間	指標金利（※2）
米国ドル	0歳～79歳	20年	格付会社によるA格相当以上（A+/A/A-）の信用格付けを有する米ドル建20年社債で構成される債券インデックス（USD US Industrials A+/A/A- 20年）の利回り（※3）
	80歳～90歳	15年	格付会社によるA格相当以上（A+/A/A-）の信用格付けを有する米ドル建10年社債で構成される債券インデックス（USD US Industrials A+/A/A- 10年）の利回り（※3）
	91歳以上	1年	-（※4）
豪ドル	0歳～90歳	10年	残存期間10年のオーストラリア国債の流通利回り（※3）
	91歳以上	1年	-（※4）

（※2）将来の運用情勢の変化により消滅したときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、指標金利として用いることが適切でなくなった場合には、ジブラルタ生命は、主務官庁の認可を得て、指標金利をこの保険の運用対象と連動する金利に変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

（※3）情報提供機関は、Bloomberg Finance L.P.になります。事業譲渡等によりこの情報提供機関に変更があった場合には、変更後の情報提供機関によるものとします。また、インデックス名称に変更があった場合には、変更後のインデックス名称によるものとします。

（※4）ジブラルタ生命所定の利率となります。

円によるお取扱いについて

保険料を円で払込むことができます

保険料円入金特約について

- この特約により、外貨建の保険料を円によりお払込みいただけます。
- 保険料円換算額は、ジブラルタ生命所定の金額の範囲内でご契約者にご指定いただき、お払込みいただけます。
この場合、お払込みいただいた保険料円換算額にもとづき、基本保険金額を計算します。(保険料円換算額を定める場合の特則)
保険料円換算額とは、ご契約者にお払込みいただいた円建の金額のことです。

保険金等を円で受取ることができます

円支払特約について

- この特約により、外貨建の死亡保険金・災害死亡保険金・解約返戻金等を円によりお受取りいただけます。

定期引出金は円でお受取りいただけます

 積立金定期引出タイプについて >> **P.9・P.10**

積立金定期引出特約(23)について

- 定期引出金は毎年の定期引出日(※1)(契約日から1年ごとの年単位の契約応当日)にお支払いします。定期引出日が積立利率計算基準日と同日となるときは定期引出額は、定期引出日の前日の属する積立利率適用期間における定期引出額となります(このときの定期引出額は更改後の積立利率適用期間における定期引出額となりませんのでご注意ください)。
- 定期引出金が支払われた場合、支払直後の積立金額は支払前の積立金額から定期引出額を差し引いた金額となります。
なお、定期引出額のお支払時に基本保険金額が減額されることはありません。
- この特約は契約時にのみ付加できます。中途付加は取扱いません。
- 直後に到来する積立利率適用期間満了時をもって解約するお申し出をされた場合に限り、この特約を解約することができます。
- 基本保険金額の減額が行われた場合、減額日の属する積立利率適用期間における定期引出額は再計算(減額)されます。
(※1)定期引出日と定期引出金の着金日は異なる場合があります。

一時払保険料の範囲

基本タイプ			米国ドル	豪ドル
保険料	保険料円入金特約を付加しない場合	最低	2万米国ドル (取扱単位:100米国ドル)	2万豪ドル (取扱単位:100豪ドル)
		最高	9.99億円(※2)	
	保険料円入金特約を付加する場合	最低	200万円 (取扱単位:1万円)	200万円 (取扱単位:1万円)
		最高	9.99億円	
積立金定期引出タイプ			米国ドル	豪ドル
保険料	保険料円入金特約を付加しない場合	最低	5万米国ドル (取扱単位:100米国ドル)	5万豪ドル (取扱単位:100豪ドル)
		最高	9.99億円(※2)	
	保険料円入金特約を付加する場合	最低	500万円 (取扱単位:1万円)	500万円 (取扱単位:1万円)
		最高	9.99億円	

(※2)各契約の契約日におけるジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)で円換算されます。

※外貨建の場合は1契約あたり999万9,999.99ドルを超えるお取扱いできません。

※同一被保険者の加入限度は積立利率更改型一時払終身保険および積立利率更改型一時払終身保険(23)を通算して15億円(基本保険金額を各契約日のTTMで円換算した額)となります。

税務取扱いについて

外貨建の税務上の換算レートについて

この保険の税務上のお取扱いについては、外貨を円に換算したうえで、円建の生命保険と同様になります。一般的につぎの為替レートを適用し、円に換算するものとされています。詳しくは所轄の税務署等にご確認ください。

科 目	円換算日	換算時の為替レート(※3)
一時払保険料(※4)	保険料受領日	TTM(対顧客電信仲値)
死亡保険金(※5) 災害死亡保険金(※5)	被保険者の死亡日	〈相続税の対象となる場合〉TTB(対顧客電信買相場) 〈所得税の対象となる場合〉TTM(対顧客電信仲値)
解約返戻金(※5)	解約日(減額日)	TTM(対顧客電信仲値)

(※3)ジブラルタ生命の行う税務計算上はジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)およびジブラルタ生命所定のTTB(対顧客電信買相場)に準じる為替レートを用います。

(※4)保険料円入金特約により円で保険料をお払込みになっている場合は、円で払込んだ金額となります。

(※5)円支払特約により円でお受取りになっている場合は、円で受取った金額となります。

お払込みいただく保険料について

一般生命保険料控除の対象となります。一時払保険料の生命保険料控除はご契約の年のみ対象となります。

(災害)死亡保険金について

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者(保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者	相続税
契約者と死亡保険金受取人が同一人の場合	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) ・住民税
契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税

定期引出金について

契約者(保険料負担者)が受取る定期引出金の額(定期引出額)は一部解約ではなく保険契約に基づく給付であるため、年金(終身年金)として所得税法の規定が適用されます。したがって、毎年受取る定期引出額から必要経費(※6)を差し引いた金額が所得税(雑所得)・住民税の対象となります。

(※6)必要経費=定期引出額×
$$\frac{\text{一時払保険料相当額(※7)}}{\text{定期引出金受取予定総額(※8)+死亡保険金額(※9)}}$$

(※7)保険料受領日におけるジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)で円換算した金額となります。

(※8)第1回の定期引出額×第1回の定期引出日における被保険者の余命年数となります。

(※9)第1回の定期引出日におけるジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)で円換算した金額となります。

解約返戻金について

契約者(保険料負担者)の契約が解約された場合、解約返戻金額と一時払保険料等(※10)の差額が所得税(一時所得)・住民税の対象となります。

(※10)減額した場合は減額部分の解約返戻金額が、また、積立金定期引出特約(23)が付加されたご契約で定期引出額を受取った場合は、それまでに受取った定期引出額の必要経費相当額が差し引かれます。

一時所得について

年間50万円の特別控除があり(他の一時所得と合算されて適用されます)、特別控除の50万円を超える部分について、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

一時所得の課税対象金額＝
{[収入－必要経費(払込保険料等)]－特別控除(50万円)}×1/2



必ずご一読ください

為替リスクについて(「円」でお取扱いする際の注意事項)

この保険は外貨建であり、外貨を円に換算するときに**為替相場の変動による影響を受けます**。したがって、保険金額等(外貨)を円に換算した場合の金額がお払込みいただいた一時払保険料相当額(円)を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります**。

●この保険にかかる**為替リスクは契約者および受取人に帰属します**。

●円で保険料等をお払込みいただく場合の為替レートと円で保険金・定期引出金・解約返戻金をお受取りになる場合等の為替レートには**為替交換手数料が含まれています**。
したがって、為替相場に変動がない場合であっても、**お受取りになる円換算の金額がお払込みになった一時払保険料相当額(円)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります**。

ご契約にかかる費用について

積立利率について

●基本タイプの積立利率は、ジブラルタ生命所定の率から保険関係費用を差し引いた利率となります。保険関係費用とは、災害死亡保障費率や保険契約の締結・維持に必要な費用としてそれぞれ新契約費率および維持費率をいいます。

●積立金定期引出タイプの積立利率は、基本タイプの積立利率から定期引出に要する率を差し引いた利率となります。
したがって、積立金定期引出タイプの積立利率は、**基本タイプと比べて低くなります**。

積立利率を設定する際に、以下の保険関係費用をご負担いただきます。

保険関係費用	運用通貨	積立利率適用期間	
		1年超	1年
すべての契約に含まれるもの 災害死亡保障費率・新契約費率・維持費率	米国ドル	1.30%	保険関係費用は、積立利率の設定のたびに 変わる可能性があるため、 一律に記載することができません。
	豪ドル		
積立金定期引出特約(23)を付加した場合 (上記に加えて)定期引出に要する率	米国ドル	0.10%	
	豪ドル		

外国通貨のお取扱いにより ご負担いただく費用

円で保険料等をお払込みいただく場合の費用

●ジブラルタ生命所定の為替レートには、以下の為替交換手数料が含まれています。
[米国ドル:0.5円/1米国ドル 豪ドル:0.5円/1豪ドル](※1)

円で保険金・定期引出金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用

●ジブラルタ生命所定の為替レートには、以下の為替交換手数料が含まれています。
[米国ドル:0.01円/1米国ドル 豪ドル:0.03円/1豪ドル](※1)

外国通貨で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用

●お取扱いの金融機関により、ジブラルタ生命が負担する送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料が必要な場合があります。
(金融機関ごとに諸手数料は異なるため、一律に記載できません。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。)

年金支払期間中に年金で受取る場合にご負担いただく費用

●年金開始日以後、年金管理費として支払年金額に対して1.0%(※1)を年金支払日に年金原資または年金基金から控除します。
※年金支払移行特約(積立利率更改型一時払終身保険用)、介護年金移行特約および遺族年金特約によるお取扱いです。

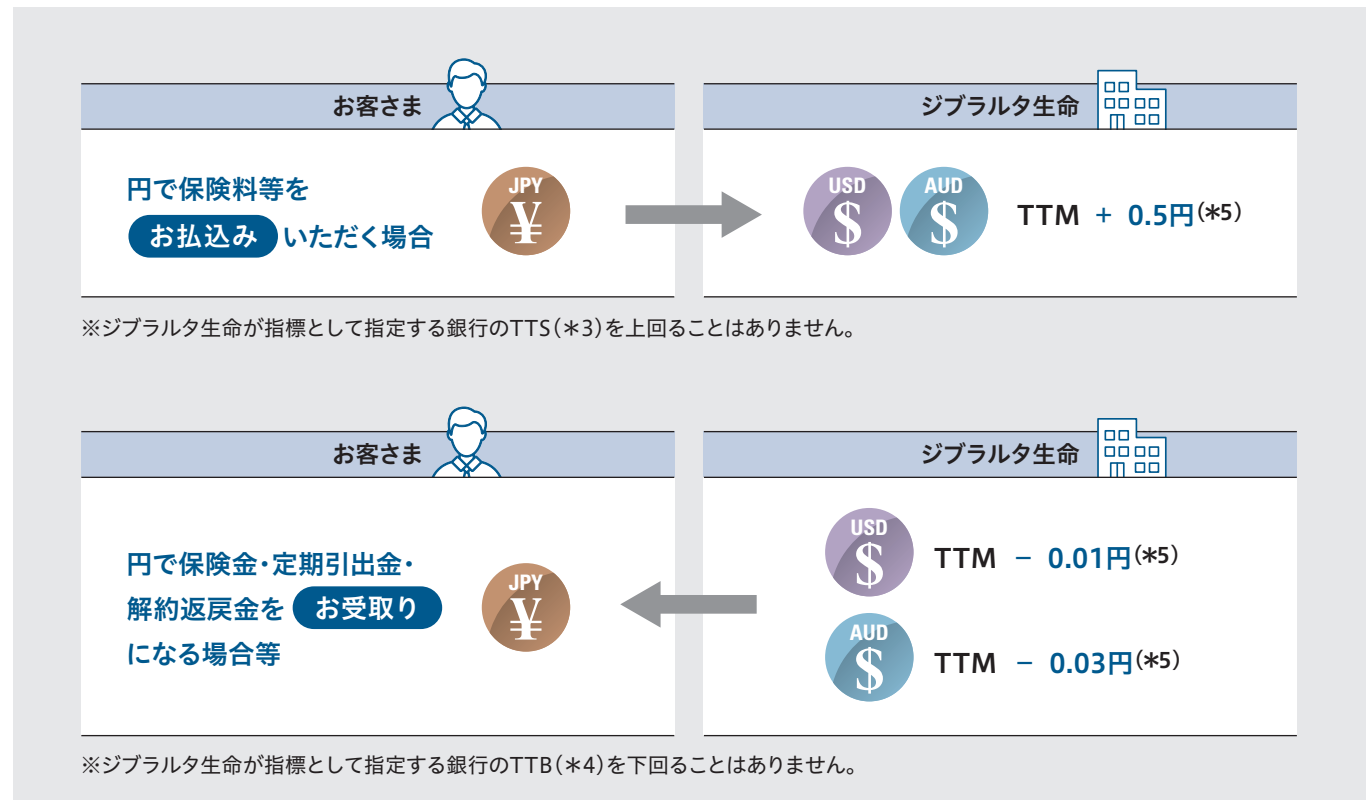
解約(減額)の際にご負担いただく費用

●契約日から経過10年未滿に解約(減額)された場合、解約(減額)する日の積立金額から経過年数に応じた金額(解約控除)をご負担いただきます。

(※1)2025年8月1日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。

ジブラルタ生命所定の為替レートについて

ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM(※2)を基準としており、為替交換手数料が含まれます。



(※2)銀行間の取引レート(為替相場の基準値)(対顧客電信仲値)

(※3)一般的にお客さまが円を外貨に換える際のレート(対顧客電信売相場)

(※4)一般的にお客さまが外貨を円に換える際のレート(対顧客電信買相場)

(※5)2025年8月1日現在。将来変更される可能性もあります。

※TTMとTTS・TTBとの幅は各金融機関によって異なります。

※換算基準日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直後の営業日とします。

※TTSまたはTTBは、1日のうちに公示の変更があった場合、その日の最初の公示値とします。

円でお取扱いする場合の為替レートは、つぎの方法でご確認いただけます。

●毎営業日に、米国ドルは午前10時半頃、豪ドルは午前11時頃からご案内します。



インターネット(ホームページ)
<https://www.gib-life.co.jp/>



コールセンター
受付時間
平日9:00~18:00
土曜9:00~17:00
(日・祝・年末年始を除く)

ナンバー ジブロック
0120-78-2269 (通話料 無料)

対 象	換算基準日	適用する為替レート
一時払保険料	円で支払った保険料のジブラルタ生命受領日(着金日)	円で保険料等をお払込みいただく場合の為替レート
死亡保険金 災害死亡保険金	被保険者の死亡日	円で保険金・定期引出金・解約返戻金をお受取りになる場合等の為替レート
解約返戻金	解約日・減額日 (所定の必要書類をジブラルタ生命にて受理した日)	
定期引出金	定期引出日	
介護年金の年金原資に 充当する解約返戻金	第1回介護年金の支払日	

※上記の換算基準日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直後の営業日とします。

解約（減額）について



解約（減額）した場合、市場価格調整を行い解約返戻金は増減します。
また、契約日以後10年間は解約控除がかかります。
したがって、これらの市場価格調整や解約控除により、
解約返戻金が一時的に保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

● 契約日以後、いつでも保険契約を解約（減額）できます。
解約（減額）時には、以下の式により解約返戻金が算出されます。

● 市場価格調整が行われないケース

・ 積立利率計算基準日に解約（減額）される場合
・ 積立利率適用期間が1年の期間に属する日に解約（減額）される場合

解約返戻金額 = 積立金額

● 市場価格調整が行われるケース

・ 上記以外の場合

解約返戻金額 = 積立金額 × (1 - ①市場価格調整率 - ②解約控除率)

 計算例は [▶▶ P.20](#)

● 基本保険金額を減額する場合、減額する基本保険金額と同じ割合で積立金も減額されます。
なお、減額後の基本保険金額は以下の基本保険金額を限度とします。将来変更される可能性があります。

対 象	米国ドル	豪ドル
基本タイプ	2万米国ドル	2万豪ドル
積立金定期引出タイプ	5万米国ドル	5万豪ドル

①市場価格調整率

● 運用資産（債券等）の価値の変化を解約返戻金に反映させるもので、経過年数や金利により変動します。
「適用されている積立利率を計算するための基準利率」が、
「解約日（減額日）に適用される積立利率を計算するための基準利率＋A」より
高いときは解約返戻金額を増加させ、低いときは減少させます。

①市場価格調整率 = 1 - $\left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率を計算するための基準利率}(*1)}{1 + \text{解約日（減額日）に適用される積立利率を計算するための基準利率}(*2) + A(*3)} \right]$ 残存月数(*4) / 12

- (※1) 解約日（減額日）の属する積立利率適用期間中の、この保険契約に適用されている積立利率を計算するための基準利率
- (※2) 解約日（減額日）を契約日として、この保険契約の積立利率適用期間と同一の積立利率適用期間の新たな保険契約を締結すると仮定した場合の、その新たな保険契約の契約日における積立利率を計算するための基準利率
- (※3) 基準利率を用いて積立利率を設定する日と解約日（減額日）の間に生じる金利の変動や、債券等運用資産の売却にかかる取引費用に備えるためにジブラルタ生命が定めた率になります（ご契約時には定まっていません）。「A」は以下の範囲内で設定されます。

運用通貨	率の範囲
米国ドル 豪ドル	0.00%以上0.10%以下

※基準利率およびAについては、ジブラルタ生命のホームページをご覧ください。
※市場価格調整率の上限・下限はありません。ただし、解約返戻金が0を下回ることはありません。
※市場価格調整率について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

 用語説明については [▶▶ P.22](#)

②解約控除率

- 契約日からの経過年数が10年未満の解約（減額）の場合、解約日（減額日）の積立金に対し経過年数に応じた解約控除率を適用します。
- 解約控除率は契約日から10年経過すると0になります。

運用通貨	経過年数（※5）									
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
米国ドル 豪ドル	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%

(※5) 経過年数とは、契約日からその日を含めて解約日（減額日）までの年数をいいます。

〔解約返戻金の計算例〕

設定例	● 運用通貨…米国ドル ● 積立利率適用期間…20年 ● 経過年数…5年 ● A…0.10%	● 適用されている積立利率を計算するための基準利率…年4.00% ● 解約日（減額日）(*6)の積立金額…1万米国ドル ● 解約日（減額日）(*6)に適用される積立利率を計算するための基準利率…年4.50% ● 残存月数を計算するための係数…0.80
-----	---	--

(※6) 解約日（減額日）とは、所定の必要書類がジブラルタ生命に到着した日となります。

①市場価格調整率の計算…15(年) × 12 × 係数 = 180(月) × 0.80 = 144

市場価格調整率 = 1 - $\left(\frac{1 + 4.00\%}{1 + 4.50\% + 0.10\%} \right)^{144/12} = 1 - \left(\frac{1.04}{1.046} \right)^{12} = 1 - 0.9333\cdots = 0.0667$

※小数第5位を四捨五入

②解約控除率…経過年数は5年以上なので、解約控除率は3.5%(=0.035)

③解約返戻金…10,000米国ドル × (1 - 0.0667 - 0.035) = **8,983米国ドル** ※解約返戻金は、セント未満を四捨五入します。



解約（減額）をご検討される際には、市場価格調整率、解約控除率に加えて、
解約返戻金の円換算額（為替リスク）もご考慮ください。
※解約（減額）時の為替相場で円に換算した場合、ご契約時における為替相場で円換算した
一時払保険料相当額を下回ることがありますのでご注意ください。

 為替リスクについて [▶▶ P.17](#)

Q1 加入時に告知は必要でしょうか？

A1 いいえ。健康状態や職業に関する告知は必要ありません。

Q2 「ジブラルタ生命所定の為替レート」とは何ですか？

A2 この保険を円でお取扱いする場合に、ジブラルタ生命が指標として指定する銀行の為替レートを基準に為替交換手数料を含んで設定する為替レートのことをいいます。

円で保険料等をお払込みいただく際には1米国ドルにつき0.5円、1豪ドルにつき0.5円、円で保険金等をお受取りになる際には1米国ドルにつき0.01円、1豪ドルにつき0.03円の手数料が発生します。

Q3 介護年金移行特約や年金支払移行特約（積立利率更改型一時払終身保険用）はいつから付加できますか？

A3 介護年金移行特約はご契約時の付加および中途付加が可能です。

年金支払移行特約（積立利率更改型一時払終身保険用）は契約日から5年経過後に付加できます。

年金のお受取りについて、介護年金移行特約は契約日から1年経過後、年金支払移行特約（積立利率更改型一時払終身保険用）は契約日から5年経過後にそれぞれ解約返戻金の全部または一部をお受取りいただけます。

Q4 ①介護年金移行特約と②年金支払移行特約（積立利率更改型一時払終身保険用）で受取る年金額はどのように異なるのでしょうか？

A4 以下の通りです。

■①保証金額付介護終身年金と②保証金額付終身年金

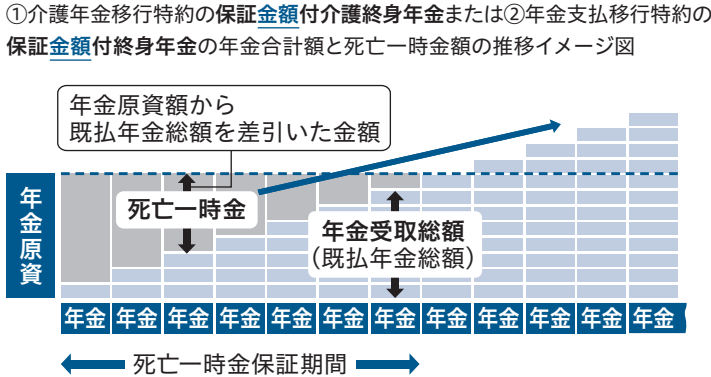
7ページのご契約例で70歳から円で年金を受取られる場合（為替レート（*）が1米国ドル＝100円の場合）

年金原資（解約返戻金）	①介護年金移行特約の介護年金額	②年金支払移行特約の年金額
17,496,867円	814,149円	674,695円

■①保証期間付介護終身年金と②保証期間付終身年金

7ページのご契約例で70歳から円で年金を受取られる場合（いずれの特約も保証期間は10年を選択）（為替レート（*）が1米国ドル＝100円の場合）

年金原資（解約返戻金）	①介護年金移行特約の介護年金額	②年金支払移行特約の年金額
17,496,867円	1,101,748円	916,402円



（*）表示の為替レートは円換算のための目安として例示しています。

※例示の介護年金額・通常の年金額は、2025年8月1日現在の基礎率等（予定利率・予定死亡率等）に基づき算出したものです。

実際の介護年金額・通常の年金額は、年金開始日の基礎率等により新たに計算されますので、経済情勢等により基礎率等が変更された場合には、例示の介護年金額・通常の年金額を大きく下回る可能性があります。

Q5 死亡保険金の受取人を複数人指定することはできますか？

A5 はい、できます。死亡保険金の受取割合が合計で100%になれば人数についての上限はありません。詳しくはジブラルタ生命にお問合せください。

用語説明

きじゅんりりつ 基準利率	積立利率の算出の基準となる利率をいいます。
しじょうかかくちょうせい 市場価格調整	市場金利による運用資産（債券等）の増減を解約返戻金額に反映させるしくみのことです。
つみたてきん 積立金	将来の保険金をお支払いするために積み立てられる部分をいい、積立利率によって計算される金額です。なお、契約時は、一時払保険料の全額が積立金に投入されます。
つみたてりりつ 積立利率	積立金に付利する利率のことをいいます。 ジブラルタ生命所定の指標金利をもとに定められます。
つみたてりりつけいさんきじゅんび 積立利率計算基準日	契約日から積立利率適用期間ごとの年単位の契約応当日をいいます。 契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。
つみたてりりつけきようきかん 積立利率適用期間	契約日および契約日後に到来する各積立利率計算基準日におけるそれぞれの積立利率を適用する期間のことで、契約日および契約日後に到来する各積立利率計算基準日から、つぎに到来する積立利率計算基準日の前日までの期間をいいます。



くわしくは…

災害死亡保険金について

P.5・P.7・P.9

- つぎのいずれかを直接の原因として被保険者が死亡されたときお支払いします。
 - ①責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき
 - ②責任開始日以後に発病したジブラルタ生命所定の感染症を直接の原因として死亡されたとき

死亡保険金即日支払サービスについて

P.5

- このサービスでお受けいただける死亡保険金は、被保険者で通算して1,500万円(＊1)(＊2)を上限とするジブラルタ生命所定の金額です。ご連絡または請求書類ご提出の時刻等によっては、死亡保険金をその日のうちにお受けいただけない場合もあります。

(＊1)お取扱いの詳細については、ジブラルタ生命にお問合せください。

(＊2)TTM(対顧客電信伝値)で換算した円支払額の上限となります。

付加できる主な特約

P.12～P.15

- 積立金定期引出特約(23)、遺族年金特約、年金支払移行特約(積立利率更改造型一時払終身保険用)、介護年金移行特約、指定代理請求特約

介護年金移行特約について

P.13

- この特約は、契約者と被保険者が同一人である場合にのみ付加することができます。
- つぎのいずれにも該当された場合、介護年金をお受けいただけます。

- 1 契約日から1年経過後であること
- 2 年金開始日における被保険者の年齢が満40歳以上であること
- 3 年金開始日において被保険者がつぎのいずれかに該当していること
 - ①公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定されているとき
 - ②被保険者が満65歳未満の場合には、ジブラルタ生命所定の要介護状態に該当し、その状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき
- 4 介護年金の請求書類がジブラルタ生命に到着していること

お申込みの撤回等 (クーリング・オフ)について

契約年齢等について

その他

- お申込者またはご契約者は、ご契約の「お申込日」または「クーリング・オフ制度について記載された注意喚起情報の説明が完了した日」のいずれか遅い日からその日を含めて**10日以内**であれば書面またはホームページの専用申出画面からのメール送信によりお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。
- お申込みの撤回等をしたとき、一時払保険料を外貨(米ドル・豪ドル)でお払込みの場合は外貨で、保険料円入金特約を付加して円でお払込みの場合は円で、いただいた一時払保険料と同額を返金します。

なお、**返金した外貨を円に換算したときに為替差損が生じる可能性があります。**

●取扱範囲

契約年齢範囲(被保険者)	0歳～90歳
保険料払込方法	一時払

- このパンフレットに記載されている主契約および特約はすべて無配当です。
- この保険に契約者貸付のお取扱いはありません。
- この保険に高度障害保障はありません。

- ※金利情勢等により、通貨、被保険者の年齢、積立利率適用期間によっては販売停止となる場合があります。
- ※当パンフレットは主に個人保険のご説明をしています。事業保険の場合やお申込み経路によっては、お取扱内容が異なることがあります。

- ※当パンフレットに記載している税務取扱いは、2025年7月現在のものです。税務取扱いは税制改正等により、将来変更されることがあります。個別のお取扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。
- ※生命保険の目的は将来起こりうるリスクに備えることであり、保険金や保険料等の税法上の優遇措置はそれに付随するものです。

生命保険募集人について

この保険のご契約にあたっては、必ず保険販売資格をもった生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまとジブラルタ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、ジブラルタ生命が承諾したときに有効に成立します。

<引受保険会社>



ジブラルタ生命保険株式会社

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

コールセンター

0120-78-2269

ナンバー ジブ ロック

通話料
無料

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

<お問合せ先(担当者)>

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。